

新型コロナウイルス感染発生時当社のガイドライン

従業員各位

令和2年 9月 7日
阪神環境事業株式会社

1. 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 感染者発生時の把握、報告及び周知

ア 感染者が確認された場合には、当社の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、感染予防策を改めて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者の確定及び対応

ア 保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、**速やかに濃厚接触者と見込まれる者**を自宅に待機させる。

イ 保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、必要に応じPCR検査（行政検査）の受検あるいは感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。

ウ **濃厚接触者と確定された従業員に対し、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡してPCR検査（行政検査）を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。**

2. 施設設備、車両等の消毒

(1) 保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域、並びに全車両の消毒を行う。

(2) 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、**手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を行う。**

3. 業務の継続

(1) 重要業務の継続

ア 感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させるサービスや関連する業務を選定し、**重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握する。**

イ 重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成する。

(2) **その他必要なことは別途定める。**